



下呂市告示第 116 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

下呂市長 山内



1 委託した公金事務

下呂市クリーンセンターごみ処理手数料の収納事務

2 指定公金事務取扱者

下呂市少ヶ野 1397 番地 8

株式会社 下呂キャリー

代表取締役 小原 ゆかり

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日